

(別紙2)

患者輸送車運行業務処理要領

乙は、この要領に定める内容を熟知して、円滑な業務処理が行えるよう従事者を教育・指導し、業務に支障をきたさないよう指揮・監督を行うものとする。

第1 業務の内容

- 1 甲の指定する病院等への患者輸送車運転業務
- 2 患者輸送車の保守点検及び洗車業務
- 3 患者輸送車の運行に必要な業務
- 4 DMATカーによる患者輸送業務

第2 使用する患者輸送車等

- 1 福島800す7090 (トヨタCBF-TRH226S) 1台
福島830つ99 (いすゞ2PG-NPS88AN改) 1台
福島800す8985 (いすゞTTDG-NPS85AN-KJ6AY) 1台 ※DMATカー
- 2 主たる装備 (トヨタCBF-TRH226S)
 - (1) 除細動器 (モニタ、心電計等の機能搭載)
 - (2) 吸引装置
 - (3) 人工呼吸装置 (大人用、新生児・小児用、携帯用)
 - (4) 手動式人工呼吸器 (大人用、小児用、新生児用)
 - (5) 超音波画像診断装置
 - (6) パルスCOオキシメータ
 - (7) 挿管器具 (チューブ用スタイレット (大、中)、
喉頭鏡 (成人用～新生児用、ビデオ喉頭鏡 (本体のみ))、
マギール鉗子 (成人用、小児用))
 - (8) 酸素ボンベ
 - (9) 携帯用収納バック (大、中、小)
 - (10) 携帯電話
 - (11) 保育器用の簡易積載板
 - (12) 移動式室内紫外線殺菌装置

※いすゞ2PG-NPS88AN改はこれらの装備にECMO装置を追加したものである。

第3 業務実施日

原則として委託業務を行う日（以下「業務日」という。）は、委託契約書で定める委託期間とする。

第4 業務時間

業務日に業務を行う時間は次のとおりとするが、乙はこの時間内にいつでも患者輸送車の運行ができるようにしておくものとする。

8：30～17：15

第5 業務の実施

- 1 医事課管理患者輸送車（トヨタCBF-TRH226S）（いすゞ2PG-NPS88AN改）
 - (1) 患者輸送車の運転業務は、甲の運行申込み（原則、様式1により行う。）に基づき管理責任者の指示により、患者・患者の家族及び医療従事者等を搬送する。
 - (2) 運転業務の開始前及び終了後は、患者輸送車の点検を行うとともに、定期的に保守点検・消毒及び清掃を行い常に清潔に保つこと。
 - (3) 患者輸送車に搭載してある機器類で充電が必要なものにあつては、常に使用できる状態にしておくこと。
 - (4) 患者輸送車の運行に際し、搭載すべき装備品等がある場合には、積み降ろしを手伝うものとする。
- 2 災害医療部管理DMATカー
 - (1) 患者輸送車の運転業務は、甲の運行申込み（原則、様式1により行う。）に基づき管理責任者の指示により、患者・患者の家族及び医療従事者等を搬送する。
 - (2) 運転業務の開始前及び終了後は、患者輸送車の点検を行うとともに、保守点検・消毒及び清掃を行い常に清潔に保つこと。
 - (3) 患者輸送車の運行に際し、搭載すべき装備品等がある場合には、積み降ろしを手伝うものとする。
- 3 業務従事者の注意事項
 - (1) 服装は乙の指定するものを着用するものとし、品位の保持、着衣の整正及び身だしなみに留意すること。
 - (2) 業務の特殊性を認識し、不快感を与える言動は慎むこと。
 - (3) 業務中は院内秩序保持のため、甲の指定する名札を着用すること。

第6 業務実績の報告等

乙は、業務日における作業日誌を作成しておくものとする。また、患者輸送車で走行した場合には、備え付けの「公用自動車使用簿」に使用時刻・用務地・走行距離等の必要事項を記入しておくものとする。

また、様式2（「患者輸送車運行業務作業日誌報告書」）を翌月の5日までに（3月にあつては、同月の末日までに）甲に提出するものとする。